別表六の二（五）　試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・・ ・・	法人名	

試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二(五)付表「1」の合計）		1	円	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除	超過税額控除割合 ((14)－$\frac{10}{100}$)×0.2	15	
調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）		2			平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 (13)×(15)	16	円
試験研究費の増加額に係る税額控除	比較試験研究費の合計額（各連結法人の別表六の二(六)「12」の合計）	3			当期税額基準額 (2)×$\frac{10}{100}$	17	
	増加試験研究費の額 (1)－(3) ((1)≦((26)又は(27))の場合は0)	4			当期税額控除可能額 ((16)と(17)のうち少ない金額)	18	
	増加試験研究費割合 $\frac{(4)}{(3)}$	5			当期税額控除可能額 ((10)の金額又は(18)の金額)	19	
	試験研究費の増加額に係る税額控除割合 (5) ≧ 30 % の場合	6	0.3		調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「12の②」）	20	
	試験研究費の増加額に係る税額控除割合 (5) ＜ 30 % の場合 (5)	7			法人税額の特別控除額 (19)－(20)	21	
	試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (4)×($\frac{5}{100}$、(6)又は(7)) ((4)≦((3)×$\frac{5}{100}$)の場合は0)	8	円	基準試験研究費の額の計算に関する明細			
	当期税額基準額 (2)×$\frac{10}{100}$	9					
	当期税額控除可能額 ((8)と(9)のうち少ない金額)	10					
平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除	平均売上金額の合計額（各連結法人の別表六の二(六)「5」の合計）	11					
	平均売上金額の10%相当額 (11)×$\frac{10}{100}$	12					
	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1)－(12)	13					
	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(11)}$	14					

	連結親法人事業年度	試験研究費の額の合計額	当該連結親法人事業年度の月数／(22)の連結親法人事業年度の月数	改定試験研究費の額の合計額 (23)×(24)
	22	23	24	25
前の2年以内に開始した連結親法人事業年度を計算する場合	平・・ 平・・	円	――	円
	平・・ 平・・		――	
	平・・ 平・・		――	
	平・・ 平・・		――	
	基準試験研究費の額 ((25)の金額のうち最も多い金額)		26	円
連結親法人の前事業年度がない場合	基準試験研究費の額（各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計額）		27	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）